明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**二一）　一

〔**府令・省令**〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**一）　三〇

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**一）　三一

〔**省　令**〕

○株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令（**財務**三四）　三八

○株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業**一）　三七

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所

除権決定、破産、免責、会社更生、再生関係　三七

特殊法人等

独立行政法人産業技術総合研究所関係　三七

地方公共団体

行旅死亡人関係　三七

会社その他

会社決算公告　三七

府　令

○内閣府令第二十二号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法律の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年四月十三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直**人

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第１号第１の６国際統一基準に係る単体自己資本比率の表中

「旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額」

を

「

信用リスク・アセット調整額	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	

」

に改め、同様式第１の６記載上の注意８中

「

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	

」

を

「

信用リスク・アセット調整額	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	

」

に改め、同様式第１の６記載上の注意８中

「（平成18年３月31日から平成19年３月30日までの間は40%、平成19年３月31日から平成20年３月30日までの間は30%）」を削り、同様式第２の表中

「

リース債務
資産除去債務

」

を

「

リース債務

」

に改め、同様式第２記載上の注意１中⑸を⑹に、⑷から⑵までを⑶から⑸までに、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

別紙様式第１号の二第１の６国際統一基準に係る単体自己資本比率の表中

「旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額」